

第10日目(6月23日)

議長(松原良道君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、笛木信治君から通院のため11時に早退の届が出ておりますので、これを許します。

議長 本日の日程は配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 日程第1、平成18年請願第5号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願を議題といたします。総務文教委員長・種村充夫君の審査報告を求めます。

種村総務文教委員長 おはようございます。それでは、本委員会に付託されました、30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願についての審査結果についてご報告申し上げます。

期日は6月20日で行いました。委員の出席状況につきましては、10名全員出席いただきました。審査の内容であります。初めに紹介議員の説明を受け、いろいろと審査をいたしました。質問討論もなく全員一致で採択と決定いたしましたのでご報告申し上げます。以上です。

議長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

若井達男君 お伺いします。今ほどの報告によりますと質疑が何もなかったということですが、説明の中に紹介議員が寺口議員だったと思っております。その説明の中に義務標準法というのが、昨年の6月議会に全く同じ内容で出てきております。この後出る意見書については若干文面は違っていると思っておりますが、期日も同じ6月23日に全会一致ではなく、賛成多数で採択されておったと思うわけです。そういうことで質疑がなくて皆さんが全部理解されたということだと思っておりますが、説明者の方から義務標準法についての説明はありましたか。あったらその内容についてひとつお願いいたします。

種村総務文教委員長 その問題については、説明はございませんでした。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「賛成です」の声あり)

議長 最初に反対者の発言を許します。

(発言者なし)

腰越晃君 おはようございます。平成18年請願第5号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願、これを採択すべき賛成の立場で討論させていただきます。

この種の請願については毎年毎年、年中行事のように年に1回は必ず議会に請願もしくは陳情という形で提出をされます。何年、何回これを我々が支持し採択したらこの30人以下学級というものが実現をするのでしょうか。決まってこの陳情請願を提出する団体、方々は主に教職員の組合、いわゆる組合の方々でございます。では、翻って教育現場はどうであろうかと。教育現場からこの30人学級を実現すべしと、そういう声は上がっているのでしょうか。そうした情報はなかなか私達の耳には入ってまいりません。

そうした中で、もう3年ぐらいになります、私の居住する中之島地区に中之島小学校というのがあるのですが、ご承知のように小学校1学年・2学年に限って、県は32人学級というものを実施をしております。そういう中で、児童数の状況によって1クラスになるのか、あるいは2クラスになるのか、少子化によって非常にその境目にある。そうしたところが増えておりますし、中之島小学校もその例でございます。40人前後の児童数で1クラスになるのか2クラスになるのかというところですよ。

当然、1学年・2学年は32人以上ですから2クラスになります。しかし、3学年以上は1クラスになってしまいます。そうした経緯の中で当時中之島学校長から、やはり今の子供達は昔の子供達とは違うのですと。昔の子供達のように40人以上の学級でいい子になってちゃんと先生の言うことを聞いてくれる、そういう子供達ではもうなくなっているのですよと。それで当時、1学年1クラスこれは40人近くの学級だったと思われませんが、この学級管理に非常に苦労した覚えがありますと。今度入ってくる1年生も1学年・2学年は県の配慮によって2クラス編成になりますが、3年生になればまた1クラスに戻ってしまいますと。

そうした小学校長の切実な要望を受けまして当時PTA、保護者、あるいは行政区長そうしたものを含めて、なんとか3学年以上も2クラス編成をしていただきたいのだと、そういうことで町議会に請願を上げ、町に陳情した経緯がございました。町議会は全会一致で採択をしていただきました。

これは、県の判断ですから実際に3学年以上2クラスで継続されるという実現はなかったわけですが、1カ年に限り塩沢町は教員の加配、これをしてくれました。しかし、そうしたことというのはなかなか私は話を聞きません。例が少ないからです。中之島小学校は今申しあげたように、少ないと40人前後で、1クラスになるのか2クラスになるのか境目にある。市内の状況を見ますとおおむね平均クラスの人数というのは、小学校の場合は20人ちょっとくらいではないかと思えます。こうした問題は非常にまれに起こる問題かもしれません。ざっと見たら大崎小学校もこれに近いのかなというような気もしていますけれども。

私が申し上げたいのは、何年も何年もこの請願について議会は採択をします。必要だからです。30人学級を実現すればおおむねすべての学級は20人前後になるでしょう。40人前後の1クラス編成の学級というものはなくなるでしょう。そうした学校から、教育現場から何でこういう声が出てこないのか。教育長の昨日の一般質問答弁の中には、特に教育委員会に学校からの問題は出てきていない。そういうような答弁がございましたが、やはり我々が動くだけではなくて現場がどうなのか。そうした問題がある現場が少なくてもきちんと声

を上げていくべきではないか。そうした思いを込めまして本請願については、また全会一致で賛成していただくようお願い申し上げまして、採択すべきもの、賛成すべき請願であると討論を終わらせていただきます。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成18年請願第5号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願、本件についての委員長報告は採択であります。報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、平成18年請願第5号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長 日程第2、平成18年請願第6号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」請願から、日程第6、第159号議案 平成18年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第1号)まで以上5件を一括議題といたします。

本案について産業建設委員長・阿部久夫君の審査報告を求めます。

阿部産業建設委員長 おはようございます。私達、産業建設委員会に付託されました2議案と3つの請願について審議いたしました。審査の状況におきましては6月16日、全員出席のもとに審議いたしました。審議の内容はお手元に配付されておりますが、議件番号に対して請願の方が先になっておりますが、委員長報告では議案の方から先に説明させていただきたいと思っておりますので、その点よろしくお願いたします。

最初の第158号議案でございます。南魚沼市下水道特別会計補正予算(第1号)の審査でございます。この審査におきましては課長の方から説明をいただきました。主な質疑でございますが、GISはどのように生かされているのかという質問がありまして、GISの場合は災害の時には場所・内容等がすぐわかり、また人事異動等にも大変わかりやすいと。また、紙面でありますと非常に探すのに大変であるというような答弁でございました。

また、アスベストに対しては、処理場が4箇所あるがどこにあるのかという質問でございまして、4つの処理場に対しては上原、宮、舞子、大里の4つの処理場があり、主に便所や屋根のひさし裏にあるというような答弁をいただきました。

3番目には豪雪での今年の復旧は今年だけなのか、というような質疑がありまして、農林災害や本災は対象にならないと。起債で今年度特別な豪雪と考えているという答弁でございます。

次に地質の調査の結果は、住民への周知または工事のためなのかという質問がありまして、工程工法決定のために行うと。周辺住民には知らせないが希望があれば知らせると。1工法に対しては約5～6メートルで50万円ぐらいかかるという答弁がございました。

次に、フェンスや公共施設には多くの被害があった。そういったものにたいしてどういう処置をとったかという質問がありまして、基本的には原型復旧があり、工法的については基礎部分だけについては検討をするという答弁がございました。

以上、質疑を打ち切り、討論に入りました。討論なしで採決の結果、全員賛成で委員会では可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして第159号議案 平成18年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第1号)の審議に入りました。課長より趣旨説明いただき、その後委員会での質疑に入りました。質疑の中では借り換え後の利息は何パーセントかという質問がありまして、2.2パーセントで計上しているという答弁をいただきました。以上質疑を打ち切り、討論に入りました。討論なしで採決の結果、委員会では全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

ここで付託されました2議案が終わりましたので、執行部からは退席いただきました。休憩後に今度は請願に対しての審議に入りました。

請願に対しては「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」請願についての審議をいただきました。これは、紹介議員の牛木議員からの説明をいただき、委員の皆さんから質疑をし、紹介議員から答弁していただくというような形で審議いたしました。

このなかの主な質疑でございますが、調査をすべく調査をしないで骨が見つかったと。感染原因は飼料からだと言われている。韓国も5月の最初に中止をしたと。衛生面からの調査はどれくらいやるのか、わかるのかということで意見がでました。紹介議員からは、米国で前回見つかったのは1業者と言ったが検査体制がない。食の安全に違いがある。日本は全頭検査しているし、米国は1パーセントに満たない月齢30カ月を主張している、という答弁がございました。

次に日本の検査機関が米国に乗り込んで検査をし、これなら大丈夫だと評価した場合は、輸入は良いと思うかという意見がありました。紹介議員は、完全な検査をいただければ安全だと認めた場合は、輸入は良いのではないかと回答をいただきました。請願者には、生産者の声が入っているのかというような質疑がありまして、請願者には生産者の声が入っていないと、消費者の声が多いのだという回答がありました。

以上、質疑を打ち切り討論に入りました。討論は賛成討論が1人ございまして、反対討論なしでございます。討論を打ち切り採決に入りました。この採決は起立によって行いました。採決の結果、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第7号 日本と同等の安全対策のない、アメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願でございます。この請願に対しては、請願第6号と多少文章内容が違いますがほとんど内容が同じであり、見なし採択とすべきという意見があり、全員賛成で見なし採択といたしました。よって、委員会では全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第8号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願でございますが、趣旨説明には笹木議員からの出席をいただいて説明していただきました。

主な質疑でございますが、これは、本当に活発な質疑応答がございました。前回とは違って本当に活発だなというふうに思っておりました。主な質疑の内容でございますが、意欲あるすべての農家では躊躇しすぎる。具体的に日本の農家はすべてですかという質疑に対しまして、日本の農家は農業全体に考えているのだという答弁がございました。

次に、南魚沼市の米は高く流通している。19年度までに集落営農に対する影響はないのかと。そういう中で立ち上げは非常に難しいが、魚沼米の価格は高く採算があうのでなかなか集積が難しい。魚沼以外の農家は価格保証がないので大変に大変であるという答弁でございます。

次に、いろいろな質疑がありましたが、市の実態にあった請願だと思う。そういう質疑があり、また、集落営農に向かっているので進むべきである。対象にならない農家をどのようにすべきかを検討すべきである。また、昨年から国、県、市、JAも担い手や法人化に向けて取り組んで、もう後戻りはできない。今は60代から70代でやっているが、今のうちに担い手の育成を進めるべきだ、という質疑がありました。

笹木議員からは、この計画に除外される9割の農家の対策がなされていないと。日本の農家の約300万のうち、これを30万に絞り込んでいるが、ほとんどの方が除外されているという答弁でございます。

次に、安定化対策に乗って農地保全のために進めていくべきである。これはまた自給率の向上にもなるという意見であります。また次に、今後高齢化している農業経営に対して、中山間地に荒廃農地が出てくる。やはり今からきちんと計画をしていかなければならないという意見がございました。

以上、質疑を打ち切り討論に入りました。賛成討論なし、反対討論は3人の方が行いました。討論を打ち切り採決に入りました。この採決も起立によって行いました。採決の結果全員反対で不採択すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

議長 5件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

岩野 松君 品目横断的経営の討論というか質疑の中で、提案者の方からは約8割から9割の、今、日本のやっている農家が、担い手とされないで外されると。そのことに対して、質疑の中でこれに全員が反対されたわけですけれども、そういうのにどうやって救うかとか、そういう意見は出ませんでしたか。

阿部産業建設委員長 これに対しての意見でございますが、先ほど説明したように、今こそそういった担い手や集団化していかないと、かえってそういった荒廃になると。そういう意見がございました。ですから、きちんと今のうちに今の対策に乗っていくべきだというようにほとんどの委員の方の意見でございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 平成18年請願第6号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」請願に対する討論を行います。

(発言者なし)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成18年請願第6号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」請願、本件についての委員長報告は採択です。報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、平成18年請願第6号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 次に、平成18年請願第7号 日本と同等の安全対策のない、アメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願について申し上げます。本件についての委員長報告は採択ですが、ただいま同じ内容の請願が採択されておりますので、請願第7号は採択されたものと見なすことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、請願第7号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 平成18年請願第8号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願に対する討論を行います。

笛木信治君 品目横断的経営安定対策、去る16日の産業建設委員会で熱心な討議がありました。委員長報告のとおりであります。反対討論も数多くあったわけであります。みるも無残に打ち砕かれたということではありますが、それで否決するものとするということではありますが、紹介議員の私といたしましたは、ここでいささかの反論をいたしまして、委員長報告に反対する討論としたいというふうを考えておりますのでよろしくお願いします。

ご承知のようにこの安定対策は、いわゆる価格政策の大転換であります。従来までは農家すべてに対して価格保証をしてきたものを、一部の認定農家と生産法人、集落営農法人に限る、それ以外は価格保証をしないということが柱であります。

中身は2つに分かれておりまして、小麦その他については外国産のものと生産条件を合わせると。その差額を補填するという内容でありまして、いわゆる下駄政策といわれているのであります。

もう1つは、米を始めとする農産物。これについては国内の市場価格、その差額を保証す

るという内容であります。これは市場価格下がった場合には、過去5年間、そのうちの中葉3カ年を平均して出た単価の差額の9割を保証するという内容であります。これは生産費そのものを保証して価格を保証するという方式ではありませんから、市場価格が目安でありますので、これは限りなく下がるということがあると思います。したがって、私は大規模農家といえども、将来的に米価が下がってくる中では困難な経営を余儀なくされる、そういう内容を持っているというふうに考えております。

そうした価格政策であります。皆さんは今の農業情勢のなか高齢化が進む中で、生産法人の組織、大規模農家の育成が必要なことなのだというお考えのようでありました。これは、確かに高齢化が進んで担い手不足というのは実態としてはあると思います。私も集落営農に参加しております。しかし、それはあまりにも価格を絞りながら、認定農家や法人にだけしか価格保証しないというような政策を絞りながら、そこに絞り込んでいくというようなやり方は、やはり多くの農家を切り捨てるというこの側面が大きく見えてくるわけです。そこは、私は営々と農家をやってきたものとして許せないところではありますが、皆さんのご議論と違うところがあります。

そうはいつでも魚沼米は、ブランド米だから、ほかの米が下がっても魚沼米は大丈夫だというような意見もありました。私は、ほかの米価が下がって魚沼米だけが高水準を保ち続けるというようなことはないと思っています。仮に下がらなかったとしても、ひとり魚沼コシだけ良ければそれでいいというような考え方というものは、政治家の考え方としてはどうかと、いかなものかという思いもあります。

また、税金の申告が難しくなってお年寄りの農家ではとても対応しきれないと。やはり大規模農家に集約していかなければならないのだという意見もありました。これも、ごもっともでございますが、しかし、私はお年寄りの農家が多いとすれば、なぜそういうしち難しい税金の申告制度を考えるのか。嫌がらせとしか思えないような申告であります。従来が目安方式で簡単にやればよいことです。そういう要求こそ出すべきであって、私はだから集約をしなければならないというような議論には組みたくないという思いがあります。

いずれにいたしましても日本の農業は家族経営と兼業農家、これが支えてきたわけであり。南魚沼市においても4,782戸という個人経営の農家があります。この中で、今、認定農家と言われている人は329戸であります。生産法人はあらゆる生産組合、いろいろなものを全部合わせても45法人です。このわずかの人たちしか価格保証はしないと。圧倒的多数の皆さんは価格保証しないというような農業政策、これにやはり私は南魚沼市とすれば農業農家の比重は高いわけです。魚沼コシヒカリの発祥の地でもあります。その町の議会はやはり多くの、多数の農家の利益の立場に立つべきではないかというふうに思います。そうした意味もありまして、委員長報告には反対、採択すべきものであると考えるものであります。以上をもって反対討論といたします。委員長報告に反対討論であります。

議長 大変すみませんでした。次に原案に反対者の発言を許します。

笠原喜一郎君 私は請願第8号「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願について反

対の立場で討論に参加をさせていただきます。

今、笛木議員が討論をされましたけれども、全く私も同感であります。除外をされる農家の側からみれば切り捨てというふうにみられるかもしれませんが、しかし、では食料自給率を上げることが、あるいはこの地域の農業を維持することが、あるいは農村社会が維持発展していくことが、この今のままいってできるかということを考えてときには、やはり私はこの政策は進めなければならないというふうに思っています。

この南魚沼市で、確かに担い手といわれる部分は10パーセントを切ると思います。しかし、その担い手は自分たちの経営だけでなく、本当にわずかな、本当に中小な農業者のその作業やそして仕事を請け負っている人達であります。その人達がきちんと生活を保障され、そしてこれからも農業を維持発展するということになれば、その中小の農家の方も結果として農業維持を、私はできていかないというふうに思っています。

そして、この人たちを、今の品目横断の中でも決して私は十分に所得を確保するということはないと思っています。この5年間のうちの3年間を採用して、そして所得を安定をするというこれは、価格であります。再生産を保証するというものではありません。しかし、こうした所得をある程度補償するというをやらなければ、この地域の農業、そしてこれからの日本の食料自給率を上げていくことは、私はできないという考えであります。

いろいろご批判はあるかと思えますけれどもこうした考えのもと、私はこの政策をやはり進めていかざるをえないというふうに思って、この請願に反対をするものであります。皆さん方のご賛同をお願いいたします。

議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成18年請願第8号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願、本件についての委員長報告は不採択であります。本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、平成18年請願第8号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

議長 第158号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「議長」の声あり)



議長 　　まず原案に反対者の発言を許します。

駒形正博君　　審議の進め方についてお伺いします。同じ日に産業建設委員会に付託され、同じ日に審査をしましたが、付託された議案の審査と請願陳情の審査の結果報告を、同時に報告するというのはいかなものかと。

それと委員長の報告では、議案の審査の方から報告させてもらうということで158号、159号の報告が先にされました。そうして議長はこの並んでいる順に請願陳情の報告から審査をしております。その進め方について、あるいは同時に報告することに疑義を持ちますし、委員長の報告と議長の進め方が違うと、これについての事務局表の答弁を願います。

議会事務局長　　細かい点を、私もその順番がいいのかどうかというのはわかりませんが、まことに申しわけないですが、今、会議で審議している順番というのは、過去の例にならって請願を先に、そして付託された予算という形でやっております。

委員会の付託順は、これは議運の方で執行部の在籍を願うために議案を最初にやって、それから請願ということで議運で決定いたしました。委員長報告について本来であればこちらの議事日程と合わせていただければ良かったのですが、私が依頼の仕方が悪くて委員長の方は当日の審議順に説明をしたということです。大変、私の不手際で申しわけございませんでした。

（「休憩動議」「休憩」の声あり）

議長　　休憩といたします。

（午前10時10分）

議長　　休憩を閉じて会議を再開いたします。

（午前10時15分）

議長　　第158号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長　　採決いたします。第158号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第1号) 本案に対する委員長報告は可決であります。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第158号議案は原案のとおり可決されました。

議長　　第159号議案 平成18年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わりことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第159号議案 平成18年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第1号) 本案に対する委員長報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第159号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7、第157号議案 平成18年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第1号)、日程第8、第160号議案 平成18年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号)以上2件を一括議題といたします。

本件について社会厚生委員長・和田英夫君の審査報告を求めます。

和田社会厚生委員長 社会厚生委員会審査報告書。本委員会は平成18年6月14日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第103条の規定により報告をいたします。

審査の状況。期日平成18年6月19日。委員の出席状況は10人全員であります。議長からも出席をいただきました。審査の内容については執行部の出席を求め審査を行いました。初めに157号議案 平成18年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算であります。このことについて本会議でも報告がありましたが、老健会計ですね、17年度の決算が固まってきたということで、その実績に基づいての精算をするもので、それを中心とした精算分の補正予算であります。

質疑の内容であります。非常に豪雪の中で高齢者がそのための医療というものをどういうふうに表示したか、という質問があったわけです。そのことについては特に、そのためということでの数字はありませんが、1人当たりの老人の医療費は年々上昇してきていると。ということで、雪のためということとはつかめていないという答弁がありました。

それから、老人保健の拠出金と公費部分の負担割合が段階的に同じような形、5対5に近づけるということだが、今時点はどうなっているということでもあります。ご承知のように従来は7対3ということですが、これを5年かけて5対5にしたいということで、今年の10月に負担割合が5対5になると。今年の当初予算では53対47の割合だということに報告がありました。

そういったことで、特にさらにインフルエンザなどの大きなそういう部分の病気もなかったというような報告もあったわけでありまして、このことについて討論はなく、採決いたしまして、全員一致で原案可決であります。

次に、160号議案 平成18年度南魚沼市病院事業会計補正予算であります。このことについても斎藤院長が当初6カ月という約束であったのが、2年以上若干伸びて今年度退職が見込まれると。非常に医療部分に多大な貢献をしたということで、当初、年俸の半分にも満たない報酬でお勤めいただいたので1,000万円という報償を支払いたいと、こういう

説明。さらにその裏づけとして人間ドック収益500万円、非常勤職員の人件費500万円、こういうことの説明があったわけでありす。

質疑の中では、人間ドックは今までは200日近くやられた日があったわけですが、なぜ減ってきたのかという質問があったわけす。理由とし答弁としては、健診の方に押されてドック部門の日にちが減っているという答弁がありました。また、食堂の改修で今までドックは25人定員ということでやられていたわけす。27人くらいはできるということで、さらに189日くらいのドックをやられて、かける1人当たり37,800円。それに実際計算上では、133人という計算で500万円という数字が出てくるという説明でありました。

質疑で、2名増えるということになると、もう少し収益が見込まれるのではないかという議論があったわけすけれども、担当としてはあまり過大に見積もらずということでありす。また、説明があったように当日になってドック受けられないということも多々あるということで、一杯一杯の数字は見られないという答弁でありました。

さらに、今の健友館は新市になって63,000人からの市民に対してのドックは、どのように対応できるかということす。残念ながら当時の大和町人口に対応している施設だということで、この辺は今後基幹病院との関係でドック態勢を対応していかなければならないと、いう説明でありました。

そこで、報償金については、特に異論はないがここでドック収入500万円というのをあげられるのであれば、今まででもできたのではないかという意見もあったわけでありす。けれども、ご承知のように25人体制という、逆にいえば医師なりスタッフはそういうことで今まできたということす。たまたま今回食堂の改築ということで、もっと余裕が出てきたのでそれに対応してという答弁でありました。

報償費の1,000万円の支払いの根拠というものが、もう少しインパクトのある説明がなければだめだというような質疑も出ました。このことについて特に市長から、きちんとした根拠はないが、本来1,900万円から2,000万円くらいの報酬を840万円くらいで本当にお骨折りをいただいた。それを考えれば1,000万円ということについてはご理解をいただきたいということで、その件についてはそこで質疑は終わりました。

あとジェネリック薬品すか、そのことについても質疑がありました。一般質問でもありましたが、そのときはだいたい10パーセントくらいだろうという説明が出ておりました。

そういうことで質疑を終わらして、採決をしまして討論がなく、全員賛成で原案可決であります。以上であります。

議長 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めす。よって質疑を終わらす。

議長 第157号議案 平成18年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第1

号)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第157号議案 平成18年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第1号) 本案に対する委員長報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第157号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第160号議案 平成18年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号) に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第160号議案 平成18年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号) 本案に対する委員長報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第160号議案は原案のとおり可決されました。

議長 暫時休憩といたします。

休憩後の再開は10時45分といたします。

(午前10時30分)

議長 休憩を閉じて、本会議を再開いたします。

(午前10時45分)

議長 日程第9、第162号議案 市道の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

佐藤 剛 1点だけちょっと確認をさせていただきたいと思うのですが、市道認定のやり方といいますかですけれども。例えば今の説明の中で、家並みが込んできて市道認定して除雪の対象に加えるんだというような、これは当然そうなんですけれど。それは結構なんですけど、最近、個人といいますか不動産屋の分譲地みたいな所に何棟か建っている。分譲地ですのであらかじめ消雪施設は整っているというような所ですと、市道認定していない所が多いわけです。

去年、今年みたいな豪雪になりますと、消雪だけではなかなか道路幅員が確保されないということになりますと、そういう面でまた消パイが通っていますので、除雪の入る入らないも問題あるんですけども。そこら辺でそういう分譲地の中での市道認定がなされる、なされないということでも、また取り扱いも違ってくると思うのですが。そこら辺の認定のやり方というかを教えていただきたいと思います。

建設課長 市道認定のやり方という事でございますけれど、原則といたしまして、団地内の行き止まりの道路等につきましては、市道には認定をしないということで取り扱っています。それで、権原等につきましては、個人名または会社名になっていると、後々支障が出る可能性がありますので、権原につきましては、寄付をいただければ市の方へいただいて、実際の管理については、その関係者、地元の区の方でやっていただくというような形で扱っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第162号議案 市道の認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第162号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、第163号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字塩沢財産区)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決いたします。第163号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字塩沢財産区) 本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第163号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第11、第164号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決いたします。第164号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、第164号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第12、第165号議案 工事請負契約の締結について(上町保育園建設(建築)工事)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(発言者なし)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第165号議案 工事請負契約の締結について(上町保育園建設(建築)工事)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第165号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、発議第8号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

種村充夫君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決をいたします。発議第8号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第8号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、発議第9号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書の提出についてを議題とします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

阿部久夫君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第9号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第9号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、発議第10号 郵政事業に関する意見書の提出についてを議題とします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について、提出者の説明を求めます。

種村充夫君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決をいたします。発議第10号 郵政事業に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第10号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、発議第11号 地方交付税の根幹維持と総額確保を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について、提出者の説明を求めます。

今井久美君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

和田英夫君 私もこの意見書はもちろん賛成のわけでありまして、国も非常に大変になってきているということで、時々消費税の関係の10パーセントだか12パーセント、これが議論されているわけでありまして。小泉総理は、私の任期内は上げないと。しかしそれも時間の問題ということですが。

国も財政が大変な中でいわゆる目的税的に消費税という議論があるわけですが、提出者は、



いわゆる消費税は国として、例えば上げてもなんでもこういうことなのか。いや、消費税は反対だが国の努力をしてこういう意見書になるという、その辺のご心情をひとつお聞かせいただきたい。

今井久美君　　今、消費税についてお尋ねがありました。私はこの交付税全般を含めまして、消費財に絞り込んでいいのかわかりませんが、あえて言うならば、今ここで地方分権が叫ばれてから、ようやく税源移譲がここで進み始めた。そういう中で、国の財政も含めまして、地方自治がこれから分権の道を歩んでいく中では、当然一緒に国家の財政も含めて考えていかなければ、進み得ないものだろうというふうに思っています。

今、6団体が地方共有税の提案もしていますが、こういう点も考え方が根底に違うわけです。今までは吸い上げたものを、今度は下から積み上げていってそれを共有して、またみんなですべてそれを活用しよう。こういうことを求めているのが、地方6団体の地方共有税だというふうに私は理解しているのですが。

そういう中で、消費税云々の話がありましたけれども、緊急の今の国の財政状況を含めて、いろいろな意味から私は消費税の増額もやむを得ないというふうに個人的には考えるところです。

（「それが分かれば、それで了解」の声あり）

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。発議第11号 地方交付税の根幹維持と総額確保を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」「反対」の声あり）

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数。よって発議第11号は原案のとおり可決されました。

議　　長　　日程第17、発議第12号 議員の派遣についてを議題といたします。

議　　長　　お諮りいたします。会議規則第159条の規定により、お手元に配りました内容で、議員を派遣することにしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、お手元に配りました内容で、議員を派遣することに決定い

たしました。

議 長 日程第18、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より議会運営について、各常任委員長より所管事務について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

議 長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議 長 以上で本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成18年6月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦勞さまでした。

(午前11時25分)